

○総務省訓令第※号

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和※年※月※日

総務大臣 林 芳正

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令
電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号）の一部を次のように改正する。

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>[第 1 章～第 1 8 章 略]</p> <p><u>第 1 9 章 鉄塔等提供事業の認定及び変更の認定（第 2 8 条～第 3 0 条）</u></p> <p><u>第 2 0 章 相続に係る認定鉄塔等提供事業の承継の認可（第 3 1 条）</u></p> <p><u>第 2 1 章 法人の合併及び分割に係る認定鉄塔等提供事業の承継の認可（第 3 2 条）</u></p> <p><u>第 2 2 章 事業の全部の譲渡しに係る認定鉄塔等提供事業の承継の認可（第 3 3 条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第 1 9 章 鉄塔等提供事業の認定及び変更の認定</u></p> <p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第 2 8 条 法第 1 4 3 条の 2 の規定により鉄塔等提供事業の認定を行い、又は法第 1 4 3 条の 6 の規定により変更の認定を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>（認定の審査基準）</u></p> <p><u>第 2 9 条 認定は、次の各号に適合していると認められる場合に行う。</u></p> <p>(1) <u>法第 1 4 3 条の 4 第 1 号関係</u></p> <p><u>ア 事業に要する資金の調達方法が合理的であること。</u></p> <p><u>イ 事業に要する資金に充てる借入金の返済計画が合理的に作成されていること。</u></p> <p><u>ウ 鉄塔等の設計、工事、維持及び運用を適切に実施するための体制が確保されていること。</u></p> <p>(2) <u>法第 1 4 3 条の 4 第 2 号関係</u></p> <p><u>ア 事業収支見積りの算出が適正かつ明確であり、事業収支見積りが合理的に作成されていること。</u></p> <p><u>イ 事業開始予定日が合理的に設定されていることなど、鉄塔等の設置の計画が妥当なものであること。</u></p> <p>(3) <u>法第 1 4 3 条の 4 第 3 号関係</u></p>	<p>目次</p> <p>[第 1 章～第 1 8 章 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>附則</p> <p>[新設]</p>

認定の申請に係る法第143条の2第3項第5号に規定する相手方が回線設置電気通信事業を営むために必要とされる法第9条の登録若しくは法第13条第1項の変更登録を受け、又は法第16条第1項、第4項（同条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第5項の届出をしていること。

(4) 法第143条の4第4号関係

ア 鉄塔等提供業務規程（以下「業務規程」という。）において、鉄塔等提供業務の実施体制及び実施方法に係る内容が明確に定められており、その内容が鉄塔等提供業務の適正かつ確実な実施を確保するために十分なものであること。

イ 業務規程において、鉄塔等提供役務に関する料金その他の提供条件に係る内容が適正かつ明確に定められていること。

（変更の認定の審査基準）

第30条 法第143条の6第1項の変更の認定の審査は、前条の規定に準じて行うものとする。

第20章 相続に係る認定鉄塔等提供事業の承継の認可

[新設]

（審査基準）

第31条 法第143条の7第2項の認可の審査は、前章の規定に準じて行うものとする。

第21章 法人の合併及び分割に係る認定鉄塔等提供事業の承継の認可

[新設]

（審査基準）

第32条 法第143条の7第3項の認可の審査は、第19章の規定に準じて行うものとする。

第22章 事業の全部の譲渡しに係る認定鉄塔等提供事業の承継の認可

[新設]

（審査基準）

第33条 法第143条の7第4項の認可の審査は、第19章の規定に準じて行うものとする。

附 則

この訓令は、令和※年※月※日から施行する。